

温室の使用許可条件

1 利用時間

4月1日～10月31日：午前7時～午後7時30分

11月1日～3月31日：午前7時～午後6時

※管理者が温室を囲うフェンスの開錠、施錠を行います。

農具・肥料等は、使用者各自で管理してください。

2 使用の許可を受けた温室の区画は、除草(草取り)を行ない、常にきれいな状態で管理して下さい。

3 使用許可期間を超える宿根性植物や、植木・果樹等の栽培は認めません。

4 公共物を利用した栽培等を行ってははいけません。

※公共物の安全性に影響を及ぼし、事故につながる可能性があります。

5 収穫物の残りや除草後の雑草等は、使用者の責任において処理してください。

6 温室の利用者は、使用許可期間満了の日までに当該温室区画を整理し、市の検査を受けたのちに返還してください。

7 温室使用の権利を第三者に譲渡及び転貸してはいけません。

8 許可期間満了後に放置された栽培物・私物等は、市で処分いたします。

9 温室使用上の自然災害、獣害、病害虫又は盗難等による栽培作物等の損害や、農園利用者間でのトラブル等に対して、市は責任を負いません。

10 営利を目的とした栽培を行ってははいけません。

11 散水栓の使用にあたっては、節水に努めてください。

12 万が一、許可期間の途中で使用を終了し返還する場合は、使用料は原則還付しません。

※温室の除草後の草や木の枝、肥料の袋、ポリ缶等は、各個人で持ち帰りをお願いします。ゴミ捨てを目撃した場合、温室の使用許可取り消しを行う場合があります。